

内閣參甲第六五号

昭和二十三年四月二十七日

内閣總理大臣 芦田均

參議院議長 松平恒雄殿

參議院議員小川友三君提出官報を自治警察へ配給に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参院議員小川友三君提出官報を自治警察へ配給に関する質問に対する答弁書

一、官報用紙は商工省の割当により購入した用紙を使用しているが、現在の発行部数(本紙のみ)八〇、〇〇部に使用する用紙量はA判用紙で一月二四六、七〇〇封度を必要としている。

官報増刷の要望は諸方から起つてあり、國內需要見込は合計十六万程度と考えられるが當局はこの要望に應えるために苦慮し、一方においては紙面を十二分に利用して一頁当たり收容字数を最大限に拡充するとと共に用紙の割当数量の增加方を主務省に依頼しているが、二十三年度第一四半期においては月額僅かに一〇、〇〇〇封度を増配する旨の内示があつたに過ぎない。

御質問の部數十五万部(但し本紙に限る)を充足するためには太凡月額四六四、〇〇〇封度の用紙を必要とするのであるから、関係筋と銳意折衝協力し、用紙の増配を得て一日も早く一般の要請に應えたいと考えている。

二、グロ、エロ新聞雑誌に対して用紙の割当は行つていない、又二流新聞に対する用紙の割当量は比較的

少いのであるが若しこれらの新聞中に用紙の使用上妥当を欠いているものがあれば調査の上割当を削減若しくは停止の措置を講ずる方針である。

クロ、エロ出版物の取締によつて多少の紙は浮いて来るがこれ等は統制外の仙貨紙を用いているものが多いので直ちに官報に轉用し得るか否か疑問である。